

外形標準課税の対象となる法人様へ添付書類に関するお願い

高知県／県税事務所（R 3. 3月）

外形標準課税法人に関する計算書、明細書、添付書類で必要なものは以下のとおりです。

提出書類		
	様式番号	様式名称
第6号様式	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書
	別表5の4	純支払利子に関する明細書
	別表5の5	純支払賃借料に関する明細書
	別表5の6の2	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書
添付書類		貸借対照表（円単位のもの）（※）
		損益計算書（円単位のもの）（※）

（※）令和2年4月1日以後に終了する事業年度から、法人税の電子申告時にe-TAXにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告においても財務諸表の提出があったものとみなされ提出が不要となります。

【提出書類についてお願い】

外形標準課税の申告書提出にあたり、申告内容確認のため、下記書類の添付についてもご協力をお願いします。

- （1）販売費及び一般管理費明細、※製造原価明細書（※製造業のみ）
- （2）法人税別表4「所得の計算に関する明細書」
法人税別表5（1）「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」
- （3）法人税申告書に添付した決算書の科目別明細書
（仮払金の内訳書、借入金及び支払利子の内訳書、役員報酬手当及び人件費の内訳書、地代家賃等の内訳書、雑益・雑損失等の内訳書）

お問い合わせ（受付：平日 8：30～12：00、13：00～17：15）

不明な点がございましたら、管轄県税事務所もしくは税務課までお問い合わせください。

安芸県税事務所	☎0887-34-1161	／	中央東県税事務所	☎088-866-8500
中央西県税事務所	☎088-821-4652	／	須崎県税事務所	☎0889-42-2366
幡多県税事務所	☎0880-35-5972	／	高知県庁税務課	☎088-823-9309